

第 17 回硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議要旨

日 時：令和 7 年 4 月 17 日(木) 16:30~17:00

場 所：中央合同庁舎 4 号館 全省庁共用 1214 特別会議室

出席者：長島 昭久 内閣総理大臣補佐官（議長）

田中 聖也 内閣官房副長官補付内閣審議官（副議長）

伊藤 拓 内閣官房副長官補付内閣参事官（財務担当）

清野 晃平 内閣官房副長官補付内閣参事官（厚生労働担当）

北岡 亮 内閣官房副長官補付内閣参事官（防衛担当）

高澤 令則 外務省北米局北米第一課長

岡本 利久 厚生労働省大臣官房審議官（援護担当）

星野 正司 厚生労働省社会・援護局事業課長

野口 一夫 厚生労働省社会・援護局事業課事業推進室長

茂籠 勇人 防衛省大臣官房施設監

鈴木 雄智 防衛省大臣官房文書課長

保坂 益貴 防衛省整備計画局施設計画課長

概 要：

【長島昭久内閣総理大臣補佐官挨拶】

- 硫黄島の遺骨収集帰還については、戦後 80 年が経過する中で、より多くの御遺骨をできる限り早期に収容できるよう取組を進めていく必要がある。
- 本日は、令和 6 年度 of 取組状況を厚生労働省から報告いただくとともに、取組方針の修正案及び令和 7 年度の実施計画案について議論し、決定することとする。
- 遺骨収集は、平成 28 年 4 月に施行された遺骨収集推進法により国の責務に位置づけられている。令和 5 年の通常国会で法改正がなされ、令和 11 年までを遺骨収集の集中実施期間としていることを踏まえ、引き続き関係省庁が連携し、取組を一層強化していきたい。

【令和 6 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組状況の報告】

- 厚生労働省より、主に資料 1（令和 6 年度の取組状況等）に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 滑走路地区において令和 3 年度に確認された未探索の壕 1 箇所については、入壕するための開口工事を行った。
 - ・ 滑走路地区東側半面において、260 箇所の面的なボーリング調査を実施したが、新たな壕は確認されなかった。なお、令和 6 年度で面的なボーリング調査は完了した。
 - ・ 引き続きボーリング調査等により確認された未探索の壕（令和元年度 1 箇所、令和 3 年度 1 箇所、令和 4 年度 1 箇所）について、構造解析や入壕方法の調査・検討を行った。
 - ・ 令和 6 年度は、外周道路外側の壕等の調査を実施した結果、66 柱の御遺骨を収容し

た。

- ・ 滑走路地区周辺以外の探索済壕の閉塞壕の洗い出し及び面的調査で未発見となっている遺骨・壕等の存在が推測される地点の調査を行った。

【令和7年度硫黄島関係厚生労働省関連予算の報告】

- 厚生労働省より、資料2（令和7年度硫黄島関係厚生労働省関連予算）に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 令和7年度予算の硫黄島遺骨収集経費は、約13億円を計上した。
 - ・ 御遺族のための硫黄島慰霊巡拝実施経費は、約3,300万円を計上した。
 - ・ なお、防衛省予算で滑走路地区のプレキャスト版実証実験実施経費として、約10億円を計上した。

【平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針（修正案）及び令和7年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画（案）について】

- 厚生労働省より、主に資料3-2（平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針（修正案））、資料3-4（令和7年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画（案））に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 取組方針（案）については、令和6年度の実施状況を更新するとともに、令和7年度の実施予定を記載。
 - ・ 令和7年度の実施計画（案）については、取組方針（案）に基づき、令和7年度に実施する「1. 滑走路地区等の掘削・遺骨収容の実施」、「2. 外周道路外側の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容の実施」、「3. 滑走路地区周辺以外の地下壕探査の実施」等について防衛省の支援を受けて実施するといった内容を記載。

- 出席者から意見はなく、原案の通り了承された。

【令和6年度日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式及び硫黄島戦没者慰霊追悼顕彰式について】

- 外務省から参考資料3に基づき、令和6年度日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式及び硫黄島戦没者慰霊追悼顕彰式の結果概要を説明。

【終わりに】

- 最後に長島昭久内閣総理大臣補佐官から、今後の硫黄島における遺骨収集帰還に当たっては、本日決定した令和7年度実施計画に沿って、引き続き関係省庁一体となってしっかりと取り組むようにと発言。